

## 緊急事態宣言解除後のコミュニティセンターにおける利用制限について

R3.4.16 更新

### (1)対象期間

・令和3年3月22日(月)から~~4月21日~~5月11日まで

### (2)開館時間

・9時から20時まで

※千葉県知事から21時以降の外出自粛要請が出ていることを踏まえ、利用者が21時までに帰宅できるようにするための全市的な対応となります。

### (3)諸室(幼児室、展示室を含む)体育館の貸出

・貸出時間は原則、9時から20時までとします。

・19時～20時の利用も可能とします。

・施設内での飲食の制限は、継続して実施します。

### (4)スポーツ施設(個人使用、専用使用)の利用

・利用時間は、9時から20時までとします。

### (5)諸室【19時～20時】及び体育館(専用使用)【17時～20時】について

#### ア 諸室

・19時～21時の予約については、19時～20時の1時間のみの利用も可能。

#### イ 体育館(専用使用)

・17時～21時の予約については、17時～20時の3時間のみの利用も可能。